

《下水道使用料》

区分	水量	下水道使用料	
		基本料金	
一般汚水	8 m ³ まで	超過料金 1 m ³ につき	903円
	9～10m ³		136円
	11～15m ³		141円
	16～20m ³		147円
	21～30m ³		152円
	31～50m ³		165円
	51～100m ³		206円
	101～200m ³		232円
	201～500m ³		249円
	501～1,000m ³		276円
	1,001m ³ 以上		300円
公衆浴場用	1 m ³ につき	24円	

注. 使用料については、上記により算出した額に消費税（10％）を加算した額になります。

【計算例】

○1ヶ月の使用水量が25m³の場合

基本料金 8 m³までが 903円・・・①

超過料金

9 m³から10m³まで 1 m³につき136円なので 136円×2 = 272円・・・②

11m³から15m³まで 1 m³につき141円なので 141円×5 = 705円・・・③

16m³から20m³まで 1 m³につき147円なので 147円×5 = 735円・・・④

21m³から25m³まで 1 m³につき152円なので 152円×5 = 760円・・・⑤

①から⑤を合計すると、903円+272円+705円+735円+760円=3,375円
これに消費税（10％）を加算し、3,375円+（3,375×10％）=3,712円

※上記以外の使用料の早見表については、別添の「水道料金・下水道使用料早見表」をご覧ください。

●問い合わせ先●
 阪南市都市整備部下水道課
 072-470-2165(直通)